

さあ、保険の新次元へ。

T&D 保険グループ



2024年5月15日

各 位

株式会社 T & D ホールディングス
代表取締役社長 森山 昌彦
(コード番号：8795 東証プライム)

< 設立 20 周年記念事業 >
グループ従業員を対象とした「株式付与 E S O P 信託」の導入

T & D 保険グループの株式会社 T & D ホールディングス（社長 森山 昌彦、以下「当社」）は、本年 4 月 1 日の設立 20 周年を機に、本日開催の取締役会において、当社および当社の子会社を対象とした従業員インセンティブ・プラン「株式付与 E S O P 信託」（以下「本制度」）の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

対象者は、当社、太陽生命保険株式会社、大同生命保険株式会社、T & D フィナンシャル生命保険株式会社、T & D アセットマネジメント株式会社、ペット & ファミリー損害保険株式会社、T & D 情報システム株式会社、T & D リース株式会社、東陽保険代行株式会社および株式会社大同マネジメントサービスの従業員（国内非居住者を除く。以下「対象従業員」）となります。

記

1. 導入の背景

- ・当社グループは、共に働く「人材」こそが、グループ経営理念の実現に向けた事業活動を担う最も大切にすべき最大の原動力と考えており、従業員が、やりがいを持って主体的に業務に取り組むことは、グループの企業価値向上に繋がるものと考えています。そこで、従業員が会社業績や株価上昇への意識を一層高め、これにより、従業員の中長期的な企業価値向上への貢献意欲の向上、ひいては、グループの企業価値向上に繋げていくことを目指すべく、本制度を導入いたします。
- ・また、本制度は、福利厚生制度としても、従業員エンゲージメントの向上に資することから、グループの人的資本の向上に大きく寄与するものと考えています。

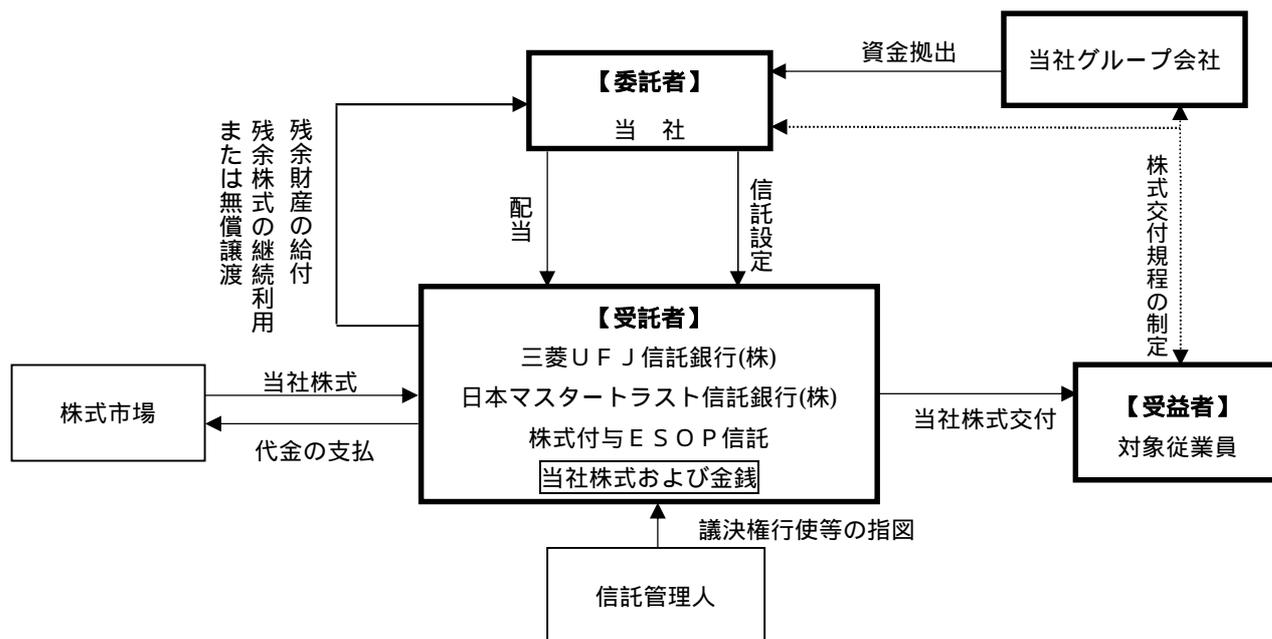
2. 本制度の概要

- ・本制度では株式付与 E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下「E S O P 信託」）と称される仕組みを採用します。E S O P 信託とは、米国の E S O P 制度を参考にしたインセンティブ・プランであり、E S O P 信託により取得した当社株式を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する対象従業員に交付するものです。
- ・なお、E S O P 信託が取得する当社株式の取得資金は全額当社および当社グループ会社が拠出するため、対象従業員の負担はありません。

3. 期待する効果

- ・E S O P 信託の導入により、対象従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した対象従業員の業務遂行を促すとともに、グループの更なる一体感醸成の効果が期待できます。
- ・また、E S O P 信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である対象従業員の意思が反映される仕組みであり、対象従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

4 . 本制度の仕組み



当社および当社グループ会社は、本制度の導入に際して株式交付規程を制定します。当社グループ会社は各会社の対象従業員に対する株式交付の原資となる金銭を当社に拠出し、当社は、当社グループ会社から拠出を受けた金銭に、当社の対象従業員に対する株式交付の原資となる金銭をあわせて信託し、受益者要件を充足する対象従業員を受益者とする信託（以下「本E S O P信託」）を設定します。

本E S O P信託は、信託管理人の指図に従い、で拠出された金銭を原資として、当社株式を株式市場から取得します。

本E S O P信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。

本E S O P信託内の当社株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、本E S O P信託はこれに従って株主としての権利を行使します。

株式交付規程に従い、一定の要件を充足する対象従業員に対して、当社株式が交付されます。

信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、新たな株式交付制度として本E S O P信託を継続利用するか、本E S O P信託から委託者に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。

本E S O P信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で帰属権利者たる当社に帰属する予定です。

（注） 信託期間中、本E S O P信託内の株式数に不足が生じる可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払に不足する可能性が生じた場合には、本E S O P信託に追加で金銭を信託することがあります。

(ご参考)

【信託契約の内容】

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	対象従業員に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	対象従業員のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者
信託契約日	2024年5月20日（予定）
信託の期間	2024年5月20日（予定）～2029年8月31日（予定）
制度開始日	2024年6月1日（予定）
議決権行使	受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
取得株式の種類	当社普通株式
信託金の金額	4,391,600,000円（予定）（信託報酬および信託費用を含みます。）
株式の取得時期	2024年5月23日（予定）～2024年6月14日（予定） （なお、決算期（中間決算期、四半期決算期を含みます。）末日以前の5営業日から決算期末日までを除きます。）
株式の取得方法	株式市場より取得
帰属権利者	当社
残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあります。

以 上

【お問合せ先】株式会社T & Dホールディングス 広報課

(TEL : 03-3272-6115 / メールアドレス : tdhd.kouhou@td-holdings.co.jp)